**和歌山県基準条例について**

**１　条例の名称、根拠法令及び国基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条例の名称 | 根拠法令 | 国　基　準 |
| 和歌山県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 | 介護保険法(平成9年法律第123号) | 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号） |
| 和歌山県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号） |
| 和歌山県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 | 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号） |
| 和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号） |
| 和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号） |

**２ 県独自基準の内容**

**（１）国基準を変更する基準**

　　**ア　対象となる施設：**

**指定介護老人福祉施設（※ユニット型は除きます。）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 国　基　準 | 県独自基準 |
| 一の居室の定員 | 一の居室の定員は、１人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 | 一の居室の定員は、１人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、４人以下とすることができる。 |

**イ　対象となる施設・サービス：**

**指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設**

**指定居宅サービス、指定介護予防サービス**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 国　基　準 | 県独自基準 |
| 記録の整備 | 入所者の処遇又はサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 | 入所者の処遇又はサービスの提供に関する記録を整備し、当該処遇又はサービスを提供した日から５年間保存しなければならない。 |

**（２）県独自に追加する基準**

　　　**対象となる施設・サービス：**

**指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設**

**指定居宅サービス、指定介護予防サービス**

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 県独自基準 |
| 人権擁護 | 入所者・利用者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、職員に対し人権擁護に関する研修を実施しなければならない。 |
| 非常災害対策（※） | 非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。 |
| 衛生管理（※） | 衛生管理を推進するため、衛生管理推進員を置かなければならない。 |

※災害対策推進員及び衛生管理推進員の配置は、次の施設・サービスが対象となります。

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、短期入所療養介護、

短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、通所介護、通所リハビリテーション

**（３）その他の基準**

　　　　上記（１）、（２）以外の基準については、国基準で定める基準と同様とする。

**３　その他条例で定める基準**

　　**介護保険法の改正に伴い、各施設や事業所の設備及び運営に関する基準以外に、条例で定めることとされた基準についても併せて規定しました。**

（１）指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（厚生労働省令に従うべき基準）

　　　　　県基準：法人とする。

（２）指定介護老人福祉施設の入所定員に係る基準（３０人以上であって条例で定める数）

　　　　　県基準：３０人以上とする。

**４　施行日**

　　　平成２５年４月１日